

積算疑義申立てについての回答

工 事 件 名	西区総合庁舎吸収冷温水機等更新工事		
契 約 番 号	22-2065	開 札 日	令和4年5月26日
発 注 機 関	公益財団法人横浜市建築保全公社		
工事担当部署	設備課 機械第一係	工事担当部署連絡先	045-641-3122

No.	申立ての内容	回 答
1	<p>本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象工事ではありませんとなっておりますが、対象工事でない場合は、税込みで1億円以内で、今回の工事は、予定価格が1億を超えております。予定価格の設定に対し疑義を申し立てます。</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する建設工事は、請負金額1億円以上かつ特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト、コンクリート）を使用する工事であり、今回工事は、予定価格1億円以上ですが、特定建設資材を使用しないので、対象工事ではありません。</p>
2	<p>1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する疑義</p> <p>「現場説明書」 9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する建設工事では ■本工事は、上記対象工事ではありません。 と記載されています。</p> <p>一方「横浜市 建設リサイクル法の取扱い 令和3年12月」では 建築物の修繕・模様替工事（リフォーム等）請負金額 1億円以上 と記載されています。（別添資料）</p> <p>保留通知書では予定価格が1億円以上となっております。</p> <p>「現場説明書」の記載内容に誤りがあるのではないかと疑義が上がり申立てをさせていただきます。</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する建設工事は、請負金額1億円以上かつ特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト、コンクリート）を使用する工事であり、今回工事は、予定価格1億円以上ですが、特定建設資材を使用しないので、対象工事ではありません。</p>
	<p>入札の取扱い</p>	<p>違算はありませんでしたので、当該入札を有効とし、事務の手続きを継続します。</p>